

平成22年1月26日

総務省予算執行監視チームの設置について

総務省は、予算の効率的な執行のため、総務省予算執行監視チームを設置しますので、その概要を別紙の通りお知らせします。

(連絡先)

大臣官房会計課

担当：仲田課長補佐

電話：(代表)03-5253-5111

(内線)21304

(直通)03-5253-5124

大臣官房政策評価広報課

担当：本間課長補佐

電話：(代表)03-5253-5111

(内線)21505

(直通)03-5253-5166

総務省予算執行監視チームの設置について

予算の効率的な執行のため、総務省予算執行監視チーム(以下「執行監視チーム」という。)を設置する。

1 組織

- (1) 「執行監視チーム」は、両副大臣をトップとし、三政務官を構成員とする。
- (2) 必要に応じて有識者をオブザーバーとして招聘する。
- (3) 総括審議官を事務局長、官房会計課長及び官房政策評価広報課長を事務局次長とする。

2 業務

執行監視チームは、例えば以下のような自立的取組を行う。

- (1) 重要な調達、補助金交付決定等の執行案件の決定に関与し、適時に関連する情報を開示する。
- (2) 予算執行の状況開示を注視し、必要に応じて担当部局からヒアリングを行う等チェックを行う。
- (3) 執行の効率化計画を定めるとともに、実施状況をチェックし、年度終了後実績及び改善方を公表する。

【参考】

